

特例適用住宅の用に供する土地の取得に  
対する不動産取得税の徴収猶予申告書

令和 年 月 日		
大阪府	府税事務所長様	
住所 氏名 <small>(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)</small> 個人番号 <small>(法人にあっては、法人番号)</small> 電話番号		
大阪府税条例第42条の13の規定により、次のとおり不動産取得税の徴収猶予を申告します。		
土地	所在地	
	地番	
	地目	
	地積	m <sup>2</sup>
	取得年月日	平成・令和 年 月 日
新築予定	新築する者	住所 氏名又は名称
	特例適用	着工予定年月日
住宅	完成予定年月日	令和 年 月 日 必ずご記入ください (注)
取得した土地の譲渡(予定)の有無		有 ・ 無
譲 渡 先	住所	
	氏名又は名称	
	譲渡(予定)年月日	令和 年 月 日
徴収猶予を受けるべき税額		円
備考		

不動産を共同で取得し、共同で申告書を提出される場合、共有者全員の氏名を記入してください。

注意：この申告書には、次に掲げる場合の当該事実を証する書類を添付してください。

- 土地を取得した日から2年(当該土地の取得が平成16年4月1日から令和4年3月31日までの間に行われた場合にあっては、3年(当該土地の取得の日から3年以内に特例適用住宅が新築されることが困難であるとして地方税法施行令附則第6条の17第2項で定める場合にあっては、4年))以内に当該土地の上に地方税法第73条の24第1項に規定する特例適用住宅が新築される場合(当該土地の取得者が当該土地を当該特例適用住宅の新築の時まで引き続き所有するとき又は当該特例適用住宅の新築が当該土地の取得者から当該土地を取得した者により行われるときに限る。)
- 土地を取得した日(平成23年10月20日から令和5年3月31日までの間に限る。)から2年以内に当該土地の上に地方税法附則第11条の4第3項に規定する特例適用サービス付き高齢者向け住宅が新築される場合(当該土地の取得者が当該土地を当該特例適用サービス付き高齢者向け住宅の新築の時まで引き続き所有するとき又は当該特例適用サービス付き高齢者向け住宅の新築が当該土地の取得者から当該土地を取得した者により行われるときに限る。)

(注) 徴収猶予を受けるためには、土地を取得した日から3年以内に住宅が完成する予定であることが必要です。  
 徴収猶予の期限は、原則、「完成予定年月日」欄に記入された日付の2か月後の日(土地の取得年月日から3年を超える場合は3年)となります。  
 住宅完成後は、徴収猶予の期限に関わらず、速やかに減額申告をしていただく必要があります。(住宅の新築が確認できる書類等の提出が必要です。)

番号確認	
身元確認	
代理権確認	